

一般社団法人
兵庫県臨床工学技士会

諸規定

2010年4月 制定

組織運営規程

第1章 総則

(総則)

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の組織及び運営は、定款及び雑則によるほか、この規程に定めるところによる。

第2章 役員

(役員を選任)

第2条 この会の役員を選出については、別に定める役員選任規程による。

第3章 理事会及び委員会

(理事会)

第3条 この会は、会務の執行機関として理事会をおく。

- 2 理事会は、理事をもって充てる。但し必要に応じ、理事以外に会員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 理事会は、定期的に開催する。但し、会長が必要と認めたときは、随時開催することができる。

(委員会)

第4条 この会の組織運営のために、次の委員及び委員会をおくことができる。

- (1) 選挙管理委員、委員会
- (2) 専門委員、委員会

第4章 部局及び運営

(部局)

第5条 この会は、次の部局をおき、部局に当該各号に定める部門をおく。

- (1) 事務局
- (2) 財務部
- (3) 学術部
- (4) 広報部
- (5) 渉外部

(事務局及び各部の委員)

第6条 会長は、常務運営上特に必要と認めるときは、事務局または各部に、長、常任委員、顧問、参与等をおくことができる。

- 2 事務局は、事務局活動を理事会に適時報告し、承認を得るものとする。
- 3 前項の任期は、原則として定款第27条に準ずるものとする。

(事務局)

第7条 事務局においては、次の事務を司る。

- (1) 定款、細則、及び諸規程に関すること
- (2) 会務の報告に関すること
- (3) 文章の接受発行に関すること
- (4) 会議及び議事録に関すること
- (5) 事務所の管理に関すること

- (6) 職員人員に関する事
- (7) 組織強化に関する事
- (8) 会員名簿に関する事
- (9) その他組織に関する事
- (10) 前各号にあげるもののほか、他に主管に属さないもの

(財務)

第8条 財務においては、次の事務を司る。

- (1) 会計簿の作成及び保持に関する事
- (2) 現金の保管出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算の編成に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) 毎月の経理状況に関する事
- (7) 会務執行に必要な借入金に関する事
- (8) 暫定予算に関する事
- (9) その他会計に関する事

(学術)

第9条 学術においては、次の事務を司る。

- (1) 部門別研究に関する事
 - (2) 学術研究調査に関する事
 - (3) 研究会及び講習会の開催に関する事
 - (4) 内外学術団体との交流に関する事
 - (5) その他学術に関する事
- 2 前項第1号の部門区別は、以下とする。
- 1. 循環部門
 - 2. 呼吸部門
 - 3. 代謝部門
 - 4. ME部門

(広報)

第10条 広報においては、次の事務を司る。

- (1) 会誌の編集発刊に関する事
- (2) 編集委員会に関する事
- (3) 内外文献に関する事
- (4) その他刊行物に関する事

(渉外)

第11条 渉外においては、次の事務を司る。

- (1) 啓発宣伝に関する事
- (2) 関係法規に関する事
- (3) 待遇改善に関する事
- (4) 養成機関に関する事
- (5) その他渉外に関する事

(会費及び入会金)

第12条 定款第7条による会費の年額及び入金は次の通りとする。

- (1) 正会員の会費は5,000円、入会金は2,000円とする。
- (2) 賛助会員の会費は1口30,000円とし、1口以上とする。
- 2 正会員は入会金、会費とも、会員の指定口座からの自動口座振替によって直接本会に納入するものとする。
- 3 賛助会員の会費は直接本会に納入するものとする。
- 4 本会が主催、共催、後援する会議、催し等においては、そのつど別途に申し受けるものとする。

第5章 補則

第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成24年6月3日より施行する。

役員選任規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の組織及び運営は、定款及び雑則によるほか、この規程に定めるところによる。

第2条 正会員は、選挙権および被選挙権を有する。

第2章 役員を選任

第3条 役員選任に関する事務処理を円滑にするため、理事会の承認を得て選挙管理委員会を設ける。

2 選挙管理委員会は、正会員若干名で構成し役員選挙に関することを司る。

3 委員会は、理事会の承認を得るものとする。

4 その他選挙の立候補者は、選挙管理委員になれない。

第4条 委員の任期は、2年とする。但し、再任を防げない。

第5条 委員に欠損を生じた場合は、補選するものとし、その任期は、前任者の残存期間とし理事会の承認を得るものとする。

第6条 選挙管理委員会には、委員の互選による委員長を置く。

第7条 選挙管理委員会は、委員長が召集し、半数以上の出席者で成立し、議決は出席者の過半数で決する。

第8条 兵庫県臨床工学技士会の理事及び監事に立候補する者または、立候補者を推薦しようとする者は、選挙管理委員会に文書をもって届け出る。但し、推薦届の場合には、本人の同意を必要とする。

第9条 立候補、推薦候補の届出締め切りは投票日の30日前とする。

第10条 選任を投票により決定する場合は、正会員の無記名投票により行い、理事、監事ともに連記制とする。決定は、それぞれ高得票順とする。

第11条 当選立候補者が当選を辞退した場合には、次点者が当選者となることができる。

第12条 届出締切日を経過するも、候補者名が定数を超えないときは、無投票で当選者を定めることができる。

2 候補者が定数を超えないときは、理事会にて候補者を推薦することができる。

第13条 役員に欠損が生じ、後任者の選任を行う場合は、第8条、第9条、第10条にかかわらず、次に定めるところによる。

- 2 会長及び監事については、理事会で選任し、次期総会で承認を得る。
- 3 理事については、理事会で選任する。
- 4 任期は、前任者の残存期間とする。

第3章 選挙管理委員会

第14条 選挙管理委員会（以下、委員会）は、次にあげる選挙事務を行う。

- (1) 選挙の告示（投票日の60日以前）
- (2) 選挙人名簿の作成及び確認
- (3) 候補者の受付及び告示（投票日の30日～60日前）
- (4) 選挙広報の作成及び発刊
- (5) 投票用紙の作成及び交付
- (6) 投票及び開票の管理
- (7) 当選の確認及び総会への選挙結果報告
- (8) 選挙運動の統制
- (9) その他選挙に関する必要事項

第15条 委員は、本会の役員の上候補または推薦候補となることはできない。

第16条 委員は、選挙運動を行ってはならない。

第17条 選挙に関する異議は、公示後14日以内に選挙管理委員会に文書をもって申し立てることができる。

第4章 補則

第18条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

総会運営規程

第1章 総則

（総則）

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の総会運営規程は、定款及びこの規程に定めるところにより行う。

（総会運営委員会）

第2条 会議を円滑に運営するため、理事会の承認を得て、総会運営委員会を設ける。

- 2 総会運営委員会は、正会員若干名で構成し、委員長は互選する。

（総会運営委員会の任務）

第3条 総会運営委員会は、次の事項をとり行う。

- (1) 総会の開催準備及び会場整理
- (2) 来賓の祝辞及び祝電の取扱
- (3) 会議混乱のときの収拾、その他事故ある場合の処置
- (4) 会員からの提案及び動議の受付とその処置
- (5) 会場配布文書の取扱
- (6) 会員の資格審査及び報告
- (7) その他運営に必要な事項

(司会者)

第4条 司会者は、運営委員長が当たり議長選出までの会議の責任をもつ者とする。

(議長選出)

第5条 司会者は仮議長となって、正会員の中から議長団を選出する。

2 議長団は、議長及び書記とする。但し、必要と認めるときは、副議長を選出する。

(資格審査依頼)

第6条 議長は、出席者の資格審査を総会運営委員会に依頼する。

(資格審査)

第7条 総会運営委員会は、総会出席会員及び書面出席会員の資格を審査し委員長は資格審査の結果を総会に報告する。

(議長の宣言)

第8条 議長は、総会の成立を宣言する。但し、出席者が定数に満たないときは、休憩、散会または延会を宣言する。

(発言者)

第9条 会議で発言する場合には、議長に通告し、その指名を受けなければならない。指名を受けた場合には、発言に先立ち、所属施設及び氏名を明確にし、発言終了後にその要旨を書面で提出しなければならない。

(議案提出及び動議)

第10条 総会に議案を提出する場合には、その理由及び要旨を文書で総会の7日前まで事務局に送付する。

2 緊急の事情により総会当日に提案する場合は、その理由及び要旨を総会運営委員長に届けなければならない。

3 予算に伴う案件については、必要とする経費を明確にした文書を添付しなければならない。

(議決)

第11条 議決を行うときは、議長は、その議決に付する問題を宣言しなければならない。

第12条 議決の順序は議長がこれを決め、原案よりも最も遠い修正案より先に議決する。修正案がすべて否決されたときには、原案について議決しなければならない。

第13条 議決は、次の方法とする。

(1) 拍手

(2) 挙手

(3) 起立

(4) 無記名投票

(5) 書面表決

第14条 議決を行ったときは、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第15条 議長は議事録署名人を決め、総会終了後1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

第16条 この規定に反し、議長の注意に従わない者は、発言の停止または退場させることができる。

第2章 補則

(規程の改廃)

第17条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

会計事務取扱規程

第1章 総則

- 第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の会計事務の取扱については、定款及び組織運営規定によるほか、この規程に定める。
- 第2条 会長は、収支予算について目的以外に使用することはできない。
- 第3条 会長は、収支予算の経費の金額については、他に流用することはできない。但し、予算の執行上の必要に基づき、あらかじめ理事会の議決を経た場合に限り利用することができ、総会において報告を行うものとする。
- 第4条 予算の不足に充てるため、予算費として相当と認める金額を収支予算に計上することができる。
- 第5条 会長は、予算費を必要と認めるときは、理事会の議決を経なければならない。
- 第6条 次にあげる事項は、理事会の承認を受けて行わなければならない。
- (1) 備品購入の支出金
 - (2) 備品の廃棄処分
- 第7条 この会の特別な資金（特別資金）に充てるため、基金をおくことができる。
- 第8条 基金特別会計の現金は、会運営上特に必要と認めた場合は、理事会の議決を経て使用することができる。
- 第9条 現金は、常時必要最小限のものを除き、確実な金融機関に貯金しなければならない。
- 第10条 現金取扱者が、管理者としての注意を怠り、現金を亡失した場合においては、弁償の責任を免れることはできない。
- 第11条 事務局長は、会長の名を受け、この会の資産を管理し、予算の執行にあたるものとする。
- 第12条 財務担当理事は、次にあげる帳簿を整え、経理を明らかにし理事会に報告しなければならない。
- (1) 財務台帳
 - (2) 現金出納簿
 - (3) 会費、寄付金出納簿
 - (4) その他必要な書類

第2章 補則

- 第13条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
- 附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

出張旅費規程

第1章 総則

- 第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）の役員職、その他の者が、会務のために行動する場合に支給する旅費について、この規定に定める。
- 第2条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。
- (1) 交通費 鉄道運賃、船賃、航空賃、車賃は全額支給する。
 - (2) 日当 3,000円
 - (3) 宿泊料 10,000円以下実費
- 第3条 日当（食事代を含む）は出張日数、宿泊料は宿泊日数に応じてこれを支給する。移動中

における宿泊については、宿泊料を支給しない。

第4条 出張者は、用件、出張先、出発帰着月日、出張者氏名を所定の用紙に記載し、事務局を経て、会長の承認を得なければならない。出張は、事前又は帰着後10日以内に、所定の用紙に記載し、旅費を請求するものとする。

第5条 会長は、自宣により旅費の一部もしくは全額を支給しないことがある。

第6条 旅費取扱で特別の事情により、この規程によることができないものについては、理事会で処理をする。

第7条 他の詳細については、会長の判断に一任する。

第2章 補則

第8条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。

慶弔祝賀謝礼交際規程

第1章 総則

第1条 一般社団法人兵庫県臨床工学技士会（以下、会という）は、会員、他の団体または個人に対し、慶弔、祝賀、謝礼及び交際に関して、この規定に定める。

第2条 次の各号に該当するものを対象とする。

- (1) 本会の会員
- (2) 本会に密接な関係にあるもの
- (3) 会長が特に必要と認めたもの
- (4) 金品の支出
- (5) 電信及び文書
- (6) その他

第3条 会長またはその親族による会長への申し入れにより、これを行うものとする。

第4条 会長は、第2条を行おうとするとき、理事会に諮り、承認を得るものとする。但し、緊急な場合は、事後に理事会に報告し、承認を得ることができる。

第2章 補則

第5条 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することができない。

附則1 この規程は、理事会の決議を経て平成22年5月16日より施行する。